

地下水位低下工法について

Q1. 地下水位低下工法はどのような効果があるのか。

A 地下水位低下工法は、地表面下の約3メートルを非液状化層（液状化しない層）とすることにより、液状化が発生する可能性を軽減し、液状化の被害を抑制する工法です。

Q2. 地震の揺れを抑制する工法か。

A 地震の揺れを抑制する工法ではありません。

Q3. 効果の期間は。

A 地下水位低下工法の施設（遮水鋼矢板、集水管等）には耐用年数（遮水鋼矢板、集水管：30～50年程度）があり、その期間中に適切なメンテナンス（管内洗浄等）を実施することにより効果を発揮できるものです。（施設を更新するかどうかは未定です。）

Q4. 地下水位低下工法を実施すれば安心か。

A 地下水位低下工法は、地盤に対する面的な液状化対策です。更なる安心のためには、所有者が家屋の建て替え等をする際、建物に応じた耐震対策や液状化対策を個別で行うことが大事と考えています。

工事について

Q1. 工事はどこでするのか。

A 工事は基本的に道路等の公共用地内で行います。工事に伴う給排水管の切替え等により、宅地内を一部掘削等させていただく際はご協力をお願いいたします。

Q2. 住民が協力依頼されることはあるか。

A 当該工事や調査等のために所有地等への立入や立会等のご協力をお願いいたします。

Q3. 工事中に車が出せなくなることはあるか。

A 車の出入りに支障がある時は、近隣で仮設駐車場を準備するなどの対応を検討していきます。

Q4. 通学路を施工する場合は。

A 通学の時間帯を避けたり、交通誘導員を配置したり、仮設の歩道を設置する等の万全な安全対策を検討してまいります。

Q5. 工事の期間は。

A 道路幅員や地下埋設物などの状況によりますが、1区域において、工事の着手から完了までは約1年を予定しています。

同意取得について

Q1. 同意取得の対象者は誰か。

A 施工予定区域内の土地の所有者や借地権者を対象としています。

Q2. どのように進めるのか。

A 市職員が個別訪問を実施し、事業内容を説明します。事業に同意いただける場合は同意書に記入していただきます。遠方の方は郵送による同意取得を考えています。

Q3. 不在の場合はどうするのか。

A 不在票を投函して、日程調整をした上で、再度説明に伺います。

Q4. 市職員の見分け方は。

A 訪問する職員は、職員証を携帯していますので確認してください。この事業でお金を請求することはありません。

Q5. 100%の同意がとれないと事業は実施しないのか。

A 100%の同意を目指していますが、相続人が遠方に多数おられるなどの課題もあることから、同意率を80%程度に引き下げること検討しています（令和元年7月末に80%以上の同意率で実施することを決定）。ただし、100%の同意を目指すことには変わりはありません。

補償について

Q1. 事業による損害があった場合は補償されるのか。

A 家屋の使用に影響を及ぼすような沈下、傾斜等が生じることを前提とした事業ではありませんが、万が一損害を与えてしまった場合、一定の基準に従い費用にて補償します。

Q2. 補償内容は。

A 補償は、「費用」を負担するものであり、市が修復工事等を行うものではありません。修復工事をする場合は、所有者が業者に依頼して修復することになります。（応急措置の場合は市が措置を講じる場合もあります。）

Q3. 費用の計算方法は。

A 費用は事業実施前後の家屋等の状況を調査する事前調査と事後調査の結果を比較して算出します。
市が算出した費用と修復する業者が見積した費用に差額が生じる場合がありますが、市が算出した費用を支払います。
事後調査の実施については事前調査を実施した方に意思確認を行います。

Q4. 業者に見積を取る時の注意点は。

A 業者によって施工方法・見積もり額が異なります。高額な請求をしてくる業者がいるかもしれません。見積りは複数の業者から取ることをお勧めします。

Q5. 事後調査の申し出期間は。

A 事後調査の申し出期間は地下水位低下完了日から1年です。

Q6. 地下水位低下完了日の連絡方法は。

A 地下水位低下完了日は「ちかみらい通信」等を用いてお伝えしたいと考えています。

その他

Q1. 個人で地震による家の傾きの改善や駐車場舗装のひび割れの改修等をする工事に補助金はないのか。

A 熊本市では、「熊本市宅地復旧支援事業」において、平成28年熊本地震により被災した宅地ののり面・擁壁及び地盤の復旧、地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事に対し、費用の一部補助をしております。
詳しくは震災宅地対策課（096-328-2966）までお問い合わせください。

※ 申請期限は、令和2年（2020年）3月31日までです。今後、熊本市宅地復旧支援事業を活用して宅地の復旧を考えている方は、申請期限までに申請をお願いします。
申請期限までの申請が難しい方は、申請する旨の届出（エントリー）を行う必要がありますので、震災宅地対策課の窓口までお越しくください。また、お越しの際は、申請内容についても確認いたしますので、被災状況がわかる写真などをご持参ください。届出（エントリー）をしてない方は熊本市宅地復旧支援事業による補助を受けることができない可能性がありますので、必ず期限内の届出（エントリー）をお願いします。